

(様式5)

## 病院開設許可事項中一部変更許可申請書

令和 年 月 日

堺市長 様

開設者住所 (〒 )

氏名 (法人名)

電話 ( )

FAX ( )

e-mail

[ 法人の場合は、主たる事務所の所在地  
その名称及び代表者の職、氏名 ]

下記のとおり、病院の開設許可事項中の一部を変更したいので、医療法第7条第2項及び同法施行規則第1条の14第3項の規定により申請します。

堺市保健所受付印

提出部数：2部

1 (ふりがな) 病院名							
2 開設の場所	(〒 )  電 話 : ( ) F A X : ( ) e-mail :						
3 診療科目 (※該当する 科目を記載 すること)							
4 病床種別ごとの 病床数		一般	療養	精神	結核	感染症	計
	開設許可又は 変更許可病床数	床	床	床	床	床	床
	既使用許可病床数	床	床	床	床	床	床
	使用許可対象 病床数	床	床	床	床	床	床
5 変更理由	<input type="checkbox"/> 地域医療構想のチェックリストの提出 (病床数、病床種別の変更に伴い、病床機能が変更する場合)						

	変更事項	該当の有無
6 変更事項	(1) 開設の目的及び維持の方法 (別紙1のとおり)	
	(2) 従業者の定員 (別紙2のとおり)	
	(3) 敷地の面積及び平面図 (別紙3のとおり)	
	(4) 建物の構造概要及び平面図 (別紙4のとおり)	
	(5) 法定施設等の構造設備の概要 (別紙5のとおり)	
	(6) 病床数及び病床の種別ごとの 病床数並びに各病室の病床数 (別紙6のとおり)	

注1 該当する変更事項は、該当の有無欄に○印を付すること。

2 別紙1～6は、該当する変更事項についてのみ添付すること。

別紙1 開設の目的及び維持の方法

	現在	変更後
開設の目的		
維持の方法		

注 新旧の定款、寄付行為又は条例を添付すること。

別紙2 従業者の定員

職 種	現在の定員	変更後の定員	変更後の標準員数	現在の従業者数
医 師				
歯 科 医 師				
薬 剤 師				
保 健 師				
助 産 師				
看 護 師				
准 看 護 師				
小 計				
栄 養 士				
診 療 放 射 線 技 師				
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師				
臨 床 検 査 技 師				
衛 生 検 査 技 師				
歯 科 衛 生 士				
歯 科 技 工 士				
理 学 療 法 士				
作 業 療 法 士				
視 能 訓 練 士				
技 師 装 具 士				
言 語 聴 覚 士				
精 神 保 健 福 祉 士				
あん摩マッサージ指圧師				
柔 道 整 復 師				
そ の 他				
合 計				

注1 病床数の増加による定員変更の場合は、当様式により医師等の標準員数を算出すること。

2 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、栄養士、歯科衛生士の現在の従業者については、常勤換算数を記載すること。

別紙2-1 医師、歯科医師、看護師その他の従業者の標準員数

1 入院患者数等	
(1) 1日平均入院患者数	( 人) -A
(2) (1)のうち療養病床入院患者数	( 人) -B
(3) (1)のうち感染症病床入院患者数	( 人) -C
(4) (1)のうち精神病床入院患者数	( 人) -D
(5) (1)のうち結核病床入院患者数	( 人) -E
(6) (1)のうち歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科入院患者数	( 人) -F
(7) 1日平均外来患者数	( 人) -G
(8) (7)のうち精神科外来患者数	( 人) -H
(9) (7)のうち耳鼻咽喉科外来患者数	( 人) -I
(10) (7)のうち眼科外来患者数	( 人) -J
(11) (7)のうち歯科外来患者数	( 人) -K
(12) 1日平均調剤数	( 人) -L
(13) 1日平均収容新生児数	( 人) -M
(14) 外来患者に係る取扱処方箋の数	( 人) -N
2 医師標準員数 (注1)	
(1) 法第21条第1項第1号の規定による病院 (規則第19条)	$\frac{\{A-(B+D+F)\} + \frac{B+D}{3} + \frac{G-(H+I+J+K)}{2.5} + \frac{H+I+J}{5} - 52}{16} + 3$ <p style="text-align: right;">= 人</p>
(2) 内科等5科を有する100床以上の病院で、かつ、精神病床を有する病院 (規則第43条の2) (注4)	$\frac{\{A-(B+F)\} + \frac{B}{3} + \frac{G-(H+I+J+K)}{2.5} + \frac{H+I+J}{5} - 52}{16} + 3$ <p style="text-align: right;">= 人</p>
(3) 療養病床の病床比率が全病床数の50%を超える病院に対する経過措置 (規則附則第49条)	<p>当分の間、(1)及び(2)の計算式中、「-52」は、「-36」とし「+3」は、「+2」と読み替える。</p>

3 歯科医師標準員数（注1）	
(1) 歯科専門病院の場合	$\frac{F - 52}{16} + 3 = X, \quad \frac{K}{20} = Y$ $X + Y = \quad \text{人}$
(2) その他の病院の場合	$\frac{F}{16} = X, \quad \frac{K}{20} = Y$ $X + Y = \quad \text{人}$
4 看護師（准看護師）標準員数（注2）	
(1) 法第21条第1項第1号の規定による病院（規則第19条） （注5、6）	$\frac{A - (B + C + D + E)}{3} + \frac{C}{3} + \frac{D}{4} + \frac{E}{4} + \frac{B}{4} = X, \quad \frac{G}{30} = Y$ $X + Y = \quad \text{人}$
(2) 内科等5科を有する100床以上の病院で、かつ、精神病床を有する病院（規則第43条の2） （注4、5）	$\frac{A - (B + E)}{3} + \frac{E}{4} + \frac{B}{4} = X, \quad \frac{G}{30} = Y$ $X + Y = \quad \text{人}$
5 薬剤師標準員数（注3）	
(1) 法第21条第1項第1号の規定による病院（規則第19条）	$\frac{A - (B + D)}{70} + \frac{B + D}{150} + \frac{N}{75} = \quad \text{人}$
(2) 内科等5科を有する100床以上の病院等（規則第43条の2）	$\frac{A - B}{70} + \frac{B}{150} + \frac{N}{75} = \quad \text{人}$
6 看護補助者数（注2）	
(1) 法第21条第1項第1号の規定による病院（規則第19条）	$\frac{B}{4} = X, \quad X = \quad \text{人}$

【特定機能病院のみ】

医師標準員数 (規則第22条の2第1項) (注1)	$\frac{(A-F) + (G-K)}{2.5} = \frac{\quad}{8} =$	人
歯科医師標準員数 (規則第22条の2第2項) (注1)	$\frac{F}{8} = X, \quad \frac{K}{20} = Y \quad X+Y=$	人
看護師(准看護師)標準員数 (規則第22条の2第4項) (注2、5)	$\frac{A+M}{2.5} = X, \quad \frac{G}{30} = Y \quad X+Y=$	人
薬剤師標準員数 (規則第22条の2第3項) (注3)	$\frac{A}{30} = X, \quad \frac{L}{80} = Y \quad \begin{array}{l} X < Y \Rightarrow Y \\ X > Y \Rightarrow X \end{array}$	人

注1 医師、歯科医師の標準員数の算定にあたっては、端数が生じる場合にはそのまま算定する。

注2 看護師(准看護師)及び看護補助者の算定にあたっては、それぞれ(X, Y)小数点以下を切上げるものとする。

注3 薬剤師の算定にあたっては、小数点以下を切上げるものとする。また、特定機能病院については、それぞれ(X, Y)小数点以下を切上げるものとする。

注4 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科(医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)を有する100床以上の病院(「内科等5科を有する100床以上の病院等」という。)で、かつ、精神病床を有する病院をいう。

注5 産婦人科又は産科においては、看護師及び准看護師のうちの相当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においては、そのうちの相当数を歯科衛生士とすることができる。

注6 表中、「D/4」とあるのは、当分の間、「D/5」とする。ただし、看護補助者と合わせた数が「D/4」となっていないなければならない。

(例) 60床の精神病床の場合、看護師及び准看護師の12人(5:1)に、看護補助者を3人加えて計15人(4:1)を配置しなければならない。(規則附則第20条)



別紙3 敷地の面積及び平面図

変更前	変更後
$m^2$	$m^2$
別添第1又は第2図のとおり	

注1 現在及び変更後の状況を同一図面に示し、増減分を斜線で明示すること。

2 同一図面に記載できない場合は、新旧の図面をそれぞれ添付すること。

別紙4 建物の構造概要及び平面図

1 建築面積及び建築延面積

区 分	現 在	変 更 後	変更内容	
			除 却	新 増 築
建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
建 築 延 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

2 除却施設の構造概要

棟名	構造	階別	各階の床面積
			m <sup>2</sup>

注 構造とは、木造、不燃構造、簡易耐火構造、耐火構造の別をいう。

### 3 新・増築施設の概要

#### (1) 建物棟別構造概要

棟名	階数	延床面積	構造

注1 階数は各階ごとに記入すること。

2 延床面積は建築確認申請書の延床面積と同じ面積であること。

3 構造とは、木造、不燃材料、簡易耐火、耐火構造の別をいう。

#### (2) 患者の使用する廊下の幅

片廊下	最大	( ) cm	両側に居室の ある廊下	最大	( ) cm
	最小	( ) cm		最小	( ) cm

注1 寸法は、内法で記載すること。

2 寸法の下のカッコ内に、病床種別を記入すること。

(3) 階段の構造概要

名称	幅	けあげ	踏面	踊り場	くぐり戸 高さ×幅	手すりの有無	屋内 屋外の別	建築基準法施行令 第123条に規定 する避難階段
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	

注1 階段の名称は、平面図にも記載すること。

2 寸法は、内法で記載すること。

3 建築基準法施行令第123条に規定する避難階段については、当該欄に○印を付すこと。

4 構造変更の概要（増築・除却・用途変更・改造）

棟名	階別	変更前			変更後		
		記号	室名	床面積	記号	室名	床面積

注1 各室の記号は、申請者において付し、平面図にも記載すること。

2 床面積は壁芯面積で記載すること。

5 建物配置図及び平面図

配置図	現在	別添第3図のとおり
	変更後	別添第4図のとおり
平面図	現在	別添第5図のとおり
	変更後	別添第6図のとおり

注1 図面には、除却施設を青線、新・増築施設を赤線、用途変更・改造の施設は黄線で明示すること。

2 エックス線装置に係る申請の場合は、上記図面に加え下記の図面を添付すること。

- ・管理区域を明示した隣接部の平面図（上下階を含む）
- ・使用室等の詳細図（平面図、断面図）

別紙5-1 法定施設等の構造設備の概要

法定施設	現状	変更の有無	現施設からの減	現施設からの増	変更後の状況
			改造・除却及び用途変更による使用許可対象外施設	改造・新增築及び用途変更による使用許可対象施設	
診察室	有・無	有・無			有・無
処置室	有・無	有・無			有・無
手術室	有・無	有・無			有・無
臨床検査施設	有・無(外部委託有)	有・無			有・無(外部委託有)
エックス線装置等	有・無	有・無			有・無
調剤所	有・無	有・無			有・無
給食施設	有・無(外部委託有)	有・無			有・無(外部委託有)
消毒施設	有・無(外部委託有)	有・無			有・無(外部委託有)
洗濯施設	有・無(外部委託有)	有・無			有・無(外部委託有)
機能訓練室	有・無	有・無			有・無
浴室	有・無	有・無			有・無
食堂	有・無	有・無			有・無
談話室	有・無(食堂と兼用)	有・無			有・無(食堂と兼用)
分娩室	有・無	有・無			有・無
新生児入浴施設	有・無	有・無			有・無
歯科技工室	有・無	有・無			有・無

注1 臨床検査施設については、検体検査を委託する場合は、検体検査に係る施設を設けないことができる。その他の検査については、施設を設ける必要があること。

2 消毒施設については、繊維製品の滅菌業務を委託する場合は、繊維製品の滅菌業務に係る施設を設けないことができる。その他の業務については、施設を設ける必要があること。

3 給食施設については、調理業務又は洗浄業務を委託する場合は、それぞれの業務に係る施設を設けないことができる。その他の業務については、施設を設ける必要があること。

4 洗濯施設については、寝具類の洗濯の業務を委託する場合は、寝具類の洗濯の業務に係る施設を設けないことができる。その他の業務については、施設を設ける必要があること。

5 **機能訓練室、浴室、食堂、談話室については、療養病床を有する病院で、変更がある場合のみ記入すること。**

6 現施設からの減の欄には、本申請で改造、除却、用途変更して減る場合に○を記入すること。

7 現施設からの増の欄には、本申請で改造、新增築、用途変更して増える場合に○を記入すること。

別紙5-1 法定施設等の構造設備の概要

(1) 診察室

記号	室名	診療科名	診察室床面積 (壁芯面積)	処置室床面積 (壁芯面積)	暖房方法	階数
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		階

注1 処置室を診察室と兼用する場合は、処置の内容、プライバシーの保護等に十分配慮すること。

2 診察室と処置室を兼用する場合は、総床面積を診察室床面積欄に記載し、そのうち、処置の占める床面積を処置室床面積に記載すること。

(2) 処置室

記号	室名	診療科名	床面積 (壁芯面積)	暖房方法	階数
			m <sup>2</sup>		階

注1 処置室を診察室と兼用する場合は、診察室の欄に記載すること。

2 処置室には、機能訓練室（リハビリテーション室）、人工透析室、内視鏡室、胃カメラ室等が該当する。



## (3) 手術室

記 号					
室 名					
手術室	床 (材質)				
	壁 (材質)				
	天井 (材質)				
	給排水	有・無	有・無	有・無	有・無
	暖房方法				
	防爆設備	有・無	有・無	有・無	有・無
	手術台数	台	台	台	台
	床面積 (壁芯面積)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
準備室	手洗滅菌装置	有・無	有・無	有・無	有・無
	手術用被服	有・無	有・無	有・無	有・無
	包帯材料	有・無	有・無	有・無	有・無
	機械器具消毒設備	有・無	有・無	有・無	有・無
中央材料室	有・無				
	主な設備の概要				
防爆設備を設置しない理由					

(4) 臨床検査施設

記号	室名	床面積 (壁芯面積)	主たる検査項目		防火構造の適否
		m <sup>2</sup>			
検査設備		血色素計	有・無	血沈管台	有・無
		上皿天秤	有・無	顕微鏡	有・無
		血球分類計算器	有・無	遠心器	有・無
		光電比色計	有・無	冷蔵庫	有・無
		その他の設備			
委託している場合		委託業者名			
		委託内容			

- 注1 略痰、血液、尿、ふん便等について、通常行われる臨床検査のできるものであること。  
 2 防火構造とは、火気を使用する場所の周辺に露出木部がないような構造をいう。  
 3 臨床検査施設には、脳波室、心電図室、生化学検査室等が該当する。  
 4 臨床検査施設について、検体検査を委託する場合は、検体検査に係る施設を設けないことができる。ただし、夜間救急時の検査体制が確保されていること。  
 5 生理学的検査（心電図検査等）に係る施設については外部委託が認められない。

(5) 診療用エックス線装置及び同診療室

記号						
室名						
用途						
固定・移動・携帯の区別						
製作者名						
型式						
定格出力	変圧器式	連続	KV	KV	KV	KV
		短時間	KV	KV	KV	KV
	蓄放式	最高充電電圧	KV	KV	KV	KV
		コンデンサ容量	$\mu F$	$\mu F$	$\mu F$	$\mu F$

記号	室名	床面積 (壁芯面積)	操作室	遮へい物の材質及び厚さ					暖房方法	
				壁				床		天井
				北	東	南	西			
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>							
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>							
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>							
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>							

(添付書類)

- 1 遮へい計算書、遮へい計算詳細図 (病院開設許可申請時及び一部変更許可申請時)
- 2 装置の仕様書 (型式、定格出力の確認できるもの) の写し (使用許可申請時)

## (6) 調剤所

記号	室名	床面積 (壁芯面積)	採光		換気方法
		m <sup>2</sup>	ルクス		
	調剤設備	感量10mgの天秤	有・無	調剤台	有・無
		冷暗所（冷蔵庫）	有・無	感量500mgの上皿天秤	有・無
		乳鉢・乳棒	有・無	麻薬保管庫	有・無
		薬品棚	有・無	毒薬保管庫	有・無
		その他の設備			

(7) 給食施設

室名	床面積 (壁芯面積)	構造設備			
		床	(材質)		
調理室	m <sup>2</sup>	天井	(材質)		
下処理室	( )	給排水			
上処理室	( )	照明	ルックス		
特別調理室	( )	換気方法			
盛付配膳室	( )	防火設備	有・無		
食器洗浄消毒室	( )	手洗設備	有・無		
加熱処理室	( )	冷蔵庫	有・無		
倉庫	m <sup>2</sup>	機器等	別添厨房詳細図のとおり		
穀類	( )				
野菜	( )				
調味料	( )				
その他	m <sup>2</sup>	事務室	有・無	更衣休憩室	有・無
		職員食堂	有・無	患者食堂	有・無
		厨房職員専用 便所	有・無		
計	m <sup>2</sup>				

委託している場合	委託業者名	委託内容

注 給食施設について、調理業務又は洗浄業務を委託する場合は、それぞれの業務に係る施設を設けないことができる。ただし、加熱等の調理作業に必要な設備については設けなければならない。

## (8) 消毒施設（被服・寝具等）

記号	室名	床面積 (壁芯面積)	消毒方法	委託する場合	
				委託業者名	委託品目
		m <sup>2</sup>			

注 消毒施設については、繊維製品の滅菌業務を委託する場合は、繊維製品の滅菌業務に係る施設を設けないことができる。ただし、その他の業務については、施設を設ける必要がある。

## (9) 洗濯施設

	施設の有無	委託する内容	
		委託業者名	委託品目
病院用	有 ・ 無		
患者用	有 ・ 無		

注 洗濯施設については、寝具類の洗濯の業務を委託する場合は、寝具類の洗濯の業務に係る施設を設けないことができる。ただし、その他の業務については、施設を設ける必要がある。

## (10) 分娩室

記号			
室名			
床面積 (壁芯面積)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
分娩台数	台	台	台
入浴施設	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
暖房方法			

## (11) 新生児入浴施設

記号	室名	床面積（壁芯面積）	暖房方法
		m <sup>2</sup>	

<療養病床を有する場合のみ>

(12) 機能訓練室

記号	室名	床面積	主要構造	設備概要
		$m^2$ ( $m^2$ )		

(13) 食堂

記号	室名	床面積	主要構造	階数
		$m^2$ ( $m^2$ )		

(14) 浴室

記号	室名	床面積	主要構造	浴室の概要
		$m^2$ ( $m^2$ )		

(15) 談話室

専用	床面積	$m^2$ ( $m^2$ )
	主要構造	
共用	共用する部屋の室名	

注1 床面積は、上段に壁芯面積を記載し、下段の（ ）に内法面積を記載すること。

2 主要構造には、鉄筋コンクリート、簡易耐火、木造等の別を記載すること。

## (16) 歯科技工室

記号	室名	床面積 (壁芯面積)  m <sup>2</sup>	設備状況		
			換気設備	防塵設備	防火設備
設備の概要		防音装置	有・無	電機掃除機	有・無
		防火装置	有・無	分別ダストボックス	有・無
		消火器	有・無	防塵用マスク	有・無
		照明設備	有・無	模型整理棚	有・無
		空調設備	有・無	書籍棚	有・無
		給排水設備	有・無	救急箱	有・無
		石膏トラップ	有・無	吸塵装置	有・無
		空気清浄機	有・無	歯科技工用作業台	有・無
		換気扇	有・無	材料保管棚(保管庫)	有・無
		技工用実体顕微鏡 (マイクロスコープ)	有・無	薬品保管庫	有・無
		その他の設備			



(17) 診療用高エネルギー放射線発生装置及び同使用室

区	分	1	2
ベータトロン・直線加速器の別			
製 作 者 名			
型 式			
定格出力 最大エネルギー	電 子 線	MeV	MeV
	エックス線	MV	MV
エックス線装置の併設		有 ・ 無	有 ・ 無

記号	室名	床面積 (壁芯面積)  m <sup>2</sup>	遮へい物の材質及び厚さ						暖房方法
			壁				床	天井	
			北	東	南	西			
	操作室	m <sup>2</sup>	—	—	—	—	—	—	

(18) 診療用放射線照射装置及び同使用室

区	分	1	2
製	作	者	名
型	式		
装備されている 放射性同位元素	種類		
	数量 (B q)		
エックス線装置の併設		有 ・ 無	有 ・ 無

記号	室名	床面積 (壁芯面積)  m <sup>2</sup>	遮へい物の材質及び厚さ					床	天井	暖房方法
			壁							
			北	東	南	西				
	操作室	m <sup>2</sup>	—	—	—	—	—	—		



(20) 放射性同位元素装備診療機器及び使用室

区	分	1	2
製	作	者	名
型	式		
装備されている 放射性同位元素	種類		
	数量 (B q)		
用	途		

記号	室名	床面積 (壁芯面積) m <sup>2</sup>	遮へい物の材質及び厚さ				床	天井	暖房方法
			壁						
			北	東	南	西			
建築物の主要構造物			耐火構造 ・ 不燃材料						

(21-1) 診療用放射性同位元素(治験薬)及び使用室・治療病室

放射性同位元素	種類			
	形状			
年間使用予定数量 (MBq)				
3月間最大使用予定数量 (MBq)				
1日最大使用予定数量 (MBq)				
最大貯蔵予定数量 (MBq)				

記号	室名	床面積 (壁芯面積)  m <sup>2</sup>	遮へい物の材質及び厚さ					暖房方法	
			壁				床		天井
			北	東	南	西			
	準備室								
	体外計測室								
	貯蔵室								
	保管廃棄室								
建築物の主要構造物			耐火構造 ・ 不燃材料						

(21-2) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素(治験薬)及び使用室・治療病室

放射性同位元素	種類			
	形状			
年間使用予定数量 (MBq)				
3月間最大使用予定数量 (MBq)				
1日最大使用予定数量 (MBq)				
最大貯蔵予定数量 (MBq)				

記号	室名	床面積 (壁芯面積)  m <sup>2</sup>	遮へい物の材質及び厚さ					暖房方法	
			壁				床		天井
			北	東	南	西			
	陽電子準備室 陽電子処置室 陽電子待機室 陽電子診察室 貯蔵室 保管廃棄室								
建築物の主要構造物			耐火構造 ・ 不燃材料						

(22) 精神・結核又は感染症病室がある場合、特に設ける施設又は設備

	設 備	内 容
精神病室	危害防止設備	
	保 護 室	
感染症病室 結核病室	感染予防設備	
	消 毒 設 備	

別紙6 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数

1 病床数及び病床の種別ごとの病床数

区分		一般	療養	精神	結核	感染症	計	
現在		床	床	床	床	床	床	
変更内容	減	除却	床	床	床	床	床	床
		用途変更減	床	床	床	床	床	床
		定員減	床	床	床	床	床	床
		その他	床	床	床	床	床	床
		計	床	床	床	床	床	床
	増	新增築分	床	床	床	床	床	床
		用途変更増	床	床	床	床	床	床
		定員増	床	床	床	床	床	床
		その他	床	床	床	床	床	床
		計	床	床	床	床	床	床
変更後		床	床	床	床	床	床	



2 病室別病床数等

病棟名	病室名	病床種別	病床数		床面積	有効内法床面積	1床あたり床面積	採光面積	直接外気開放面積	暖房設備の有無
			現在	変更後						
			床	床	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
小計					—	—	—	—	—	—
			床	床	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
小計					—	—	—	—	—	—
合計					—	—	—	—	—	—

注1 病棟ごとに小計を記入すること。

2 ICUについては、近畿厚生局長において特定集中治療室管理にかかる届出が受理されている場合には、室名の下に「施設基準届出」と記載すること。

### 3 病室名の変更一覧

現在の室名	階数	変更後の室名

注 現在の病室名に変更が生じた場合に記載すること。

4 看護師詰所

室名	床面積 m <sup>2</sup>	階数 階	看護病床数 床	看護病床の内訳 階 床

注 看護病床の内訳欄は、ひとつの看護師詰所が看護する病床数の、階別病床数を記載すること。